

平成 17 年度
水質汚濁防止法等の施行状況

平成 19 年 1 月

環境省水・大気環境局水環境課

目 次

1	はじめに	1
2	特定事業場の状況について	1
	（1）特定事業場数	1
	（2）特定事業場の業種別内訳	2
3	水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について	2
	（1）水質汚濁防止法	2
	ア 届出関係、計画変更命令等	2
	イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令	3
	ウ 立入検査	3
	エ 排水基準違反	4
	オ 事故時の措置及び緊急時の措置	4
	カ 生活排水対策重点地域の指定	5
	キ 水質総量規制	5
	（2）瀬戸内海法	6
	ア 許可、措置命令	6
	イ 自然海浜保全地区の指定	6
	（3）湖沼法	7
	ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等	7
	イ 改善命令等	7

<図表編>

表 1	排水量規模別特定事業場数	8
表 2	都道府県・政令市別特定事業場数	9
表 3	指定湖沼別湖沼特定事業場数等	12
表 4	特定事業場の上位 10 業種	14
表 5	特定事業場の業種別内訳	15
表 6	届出関係、計画変更命令等	22
表 7	改善命令、行政指導、立入検査件数等	25
表 8	改善命令及び一時停止命令の発動業種別内訳	28
表 9	排水基準違反、事故時の措置件数等	29
表 10	排水基準違反の違反業種、違反項目別内訳	32
表 11	水質総量規制に係る指定地域内事業場数等	33
表 12	瀬戸内海法に基づく許可、措置命令等	35
表 13	湖沼特定施設等の届出件数等	36
参考	平成 15 年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）	37

1 はじめに

水質保全行政の目標として、公共用水域の水質等について達成し、維持することが望ましい基準として環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基準が設定され、これを維持達成するために各種施策が講じられているところである。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）（以下「瀬戸内海法」という。）及び湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）（以下「湖沼法」という。）は、汚濁物質の主要な発生源である工場、事業場からの排水を規制すること等によって公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図っており、各種の水質汚濁防止施策のうちで最も重要な施策のひとつである。

本調査は、平成17年度におけるこれら水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法に定められている各規定の施行状況について、その件数や内容等を把握することにより、今後の水環境行政の円滑な推進に資することを目的として実施するものである。

2 特定事業場の状況について

水質汚濁防止法においては、工場、事業場から公共用水域に水を排出する者又は特定地下浸透水を浸透させる者は、特定施設の設置等に際して、所定の事項を都道府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）に届け出ることになっている。

また、瀬戸内海法においては、瀬戸内海13関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排水水の一日当たりの最大量が50m³未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）の設置等に際し、府県知事（権限委任市長を含む。以下同じ。）の許可を受け、又は届出を行うこととなっている。

一方、湖沼法では、指定湖沼の水質汚濁に係があると認められる地域（指定地域）において、指定施設の設置等の際には、所定の事項を都道府県知事に届け出ることになっている。

（1）特定事業場数

水質汚濁防止法及び瀬戸内海法の規定に基づき届出又は許可のあった特定施設を設置する工場、事業場（以下「特定事業場」という。）の数を表1に示す。平成18年3月末現在において、水質汚濁防止法上の特定事業場数は286,601（288,191）、瀬戸内海法上の特定事業場数は4,158（4,188）、合計で290,759（292,379）であり、平成17年3月末現在と比較すると、特定事業場数はやや減少した（括弧内数字は平成17年3月末現在の数値。以下この項目において同じ。）。また、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数は15（17）であった。

BODやSS等の生活環境項目に係る一律排水基準は、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場に適用されるが、その対象事業場数は36,543（37,017）と全体の約13%である。また、カドミウムや鉛等の有害物質に係る一律排水基準は、排水量の多少にかかわらず、すべての特定事業場に適用されるが、一日当たりの平均排水量が50m³以上の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は4,424（4,475）で全特定事業場数の約2%、一日当たりの平

均排水量が 50m³未滿の特定事業場のうち、有害物質使用特定事業場の数は 10,567 (10,526) で全特定事業場数の約 4%であった。なお、全特定事業場数に占める有害物質使用特定事業場の数は 14,991 (15,001) であり、全体の約 5%であった。都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の特定事業場数の内訳を**表 2**に示す。

一方、湖沼法に基づく指定 10 湖沼について、平成 18 年 3 月末現在における湖沼特定事業場等の数を**表 3**に示す。湖沼特定事業場の総数は 1,791 (1,836) であり、うちみなし指定地域特定施設を設置する事業場数は 846 (917) であった。また、指定施設及び準用指定施設の数はそれぞれ 148 (125)、1,172 (1,373) であり、これらを合計した事業場の総計は 3,111 (3,334) であった。

なお、これら 1,791 の湖沼特定事業場を指定湖沼別に見ると、釜房ダム貯水池 15 (約 1%)、霞ヶ浦 296 (約 17%)、印旛沼 179 (約 10%)、手賀沼 116 (約 6%)、諏訪湖 81 (約 5%)、野尻湖 0 (0%)、琵琶湖 649 (約 36%)、児島湖 249 (約 14%)、中海 100 (約 6%)、宍道湖 106 (約 6%) であった。

(2) 特定事業場の業種別内訳

特定事業場を水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げる業種別に見たときの、上位 10 業種を**表 4**に示す。数の多い方から順に旅館業、畜産農業、自動式車両洗浄施設となっている。なお、これら 10 業種の事業場数の総計は 221,618 であり、全特定事業場数の約 76%にあたる。

また、これら 221,618 事業場のうち、一日当たりの平均排水量が 50m³未滿の事業場数は 199,081 であり、全体の約 90%を占めることから、これらの事業場は概して規模の小さいものが多い。

特定事業場の業種別の内訳を**表 5**に示す。

3 水質汚濁防止法、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況について

(1) 水質汚濁防止法

ア 届出関係、計画変更命令等

工場や事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、水質汚濁防止法（以下この項目において「法」という。）第 5 条第 1 項に基づく届出を、工場や事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者は、有害物質使用特定施設を設置しようとするときは、法第 5 条第 2 項に基づく届出を行うこととされている。また、法第 5 条の届出又は経過措置に係る届出をした者が、その届出に係る特定施設について、構造や使用の方法等を変更しようとするときは、法第 7 条に基づく届出が必要とされる。

一方で、都道府県知事は、それらの届出があった場合において、特定事業場の排水が排水基準に適合しないと認めるときや特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する計画の変更等を命ずることができる（法第 8 条）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の届出関係、計画変更命令等に係る施行状況を**表 6**に示す。法第 5 条第 1 項に係る届出数は 6,326 件、法第 5 条第 2 項に係る届出数は 1 件であり、法第 5 条の届出総数は 6,327 件であった。また、法第 7 条に基づく届出数は 3,952 件であった。

一方、法第 8 条に基づく計画変更命令等の適用事例はなかった。

イ 改善命令、一時停止命令及び地下水の浄化措置命令

都道府県知事は、特定事業場からの排出水が排水基準に適合しないおそれがあると認めるときや、環境省令で定める要件に該当する特定地下浸透水を浸透させるおそれがあると認めるときは、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や排出水の排出、特定地下浸透水の浸透の一時停止を命じることができる（法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 第 1 項）。

また、都道府県知事は、特定事業場において有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該特定事業場の設置者や設置者であった者に対し、相当の期限を定めて、地下水の水質浄化のための措置をとることを命じることができる（法第 14 条の 3 第 1 項、同第 2 項）。

ただし、鉱山や電気工作物、廃油処理施設については、法第 5 条に基づく特定施設の設置の届出や法第 8 条又は第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等の規定は適用されず（法第 23 条第 2 項）、この計画変更命令等について、都道府県知事は、これらの施設や鉱山を管轄する国の行政機関の長に対し、当該規定に相当する措置を執るべきことを要請することができる（法第 23 条第 4 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の改善命令、一時停止命令の発動件数を**表 7**に示すとともに、発動の業種別の内訳を**表 8**に示す。

平成 17 年度における改善命令の件数は 44 件であり、一時停止命令の件数は 4 件であった。これを業種別の内訳（**表 8**）で見ると、改善命令については、保存食料品製造業及び電気メッキ施設に対して発動されたものがそれぞれ 6 件と最も多く、次いで飲料製造業、豆腐・煮豆製造業及び弁当仕出屋・弁当製造業がそれぞれ 4 件となっていた。一方、一時停止命令については、電気メッキ施設（3 件）及び木材化学工業（1 件）に対して発動されたものであった。なお、一時停止命令の発動は、4 件全てが改善命令とともに発動された事例であった。

一方、法第 14 条の 3 に基づく地下水の浄化措置命令の発動件数は 0 件であり、法第 23 条第 4 項に基づき都道府県知事から国の行政機関の長に対してなされた措置の要請件数も 0 件であった。

また、こうした改善命令等の発動までには至らないが、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等の行政指導を実施した件数は 6,993 件であり、公共用水域関係では 6,892 件、地下水関係では 101 件であった。

ウ 立入検査

都道府県知事は、水質汚濁防止法の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業場

に立ち入り、特定施設や汚水等の処理施設を始め、特定施設において使用する原料や当該特定事業場敷地内の土壌、地下水等について検査させることができる（法第 22 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の立入検査の状況を表 7 に示す。昼間立入が 46,750 件、夜間立入が 643 件で立入件数は計 47,393 件であった。なお、47,393 件のうち、瀬戸内海法上の特定施設に対する立入件数は 5,904 件であった。

エ 排水基準違反

法第 12 条第 1 項の規定に基づき、排水を排出する者は、排水基準に適合しない排水を排出してはならないこととされている。これに違反した場合は、6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる（法第 31 条第 1 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の排水基準等違反の件数を表 9 に示すとともに、排水基準違反の違反業種別及び違反項目別の内訳を表 10 に示す。

平成 17 年度における排水基準違反の件数は 14 件であり、違反摘発の契機について見ると、立入検査によるものが 2 件、警察又は海上保安庁の調査によるものが 12 件であった。

また、違反業種は生コンクリート製造業、金属製品製造業又は機械器具製造業及び鉄鋼業がそれぞれ 2 件、保存食料品製造業、飲料製造業、豆腐・煮豆製造業、化学繊維製造業、パルプ・紙又は紙加工品の製造業、電気めつき施設、弁当仕出屋・弁当製造業及び下水道終末処理施設がそれぞれ 1 件であり、違反項目は pH 及び COD がそれぞれ 5 件、六価クロム、BOD、SS がそれぞれ 2 件、シアン化合物、鉛及びその化合物、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱物油）、ノルマルヘキサン抽出物質（動植物油）、亜鉛、総窒素がそれぞれ 1 件（1 事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない）。なお、排水基準違反 14 件のうち、平成 18 年 9 月 1 日現在、起訴件数は 12 件であり、それらの判決内容は、行為者に罰金刑が科せられた事例が 2 件、行為者に懲役刑が科せられ、法人に罰金刑が科せられた事例が 2 件、行為者、法人共に罰金刑が科せられた事例が 5 件、起訴猶予 3 件、未済 2 件であった。なお、排水基準違反以外の法違反事例はなかった。

オ 事故時の措置及び緊急時の措置

特定施設の破損等により有害物質や油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、人の健康や生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、特定事業場の設置者は、直ちに当該有害物質や油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない（法第 14 条の 2 第 1 項）。

さらに、特定事業場以外の工場や事業場で貯油施設等を設置する者についても、当該貯油施設等の破損等により油を含む水が公共用水域に排出又は地下浸透し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに当該油を含む水の排出・浸透防止を図るべく応急措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況と講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならないとされている（法第 14 条の 2 第 2 項）。

そして、都道府県知事は、特定事業場の設置者や貯油事業場等の設置者がこれらの応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ず

ることができる（法第 14 条の 2 第 3 項）。

都道府県別及び水質汚濁防止法政令市別の事故時の措置件数を表 9 に示す。法第 14 条の 2 第 1 項に係る届出数は 234 件（内訳：公共用水域関係 217 件、地下水関係 17 件）であり、法第 14 条の 2 第 2 項に係る届出数は 292 件（内訳：公共用水域関係 261 件、地下水関係 31 件）であった。一方、平成 17 年度に発動された応急措置命令は 1 件であった。

また、公共用水域において、異常濁水等の事由により水質汚濁が著しくなり、人の健康や生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合には、都道府県知事は、当該公共用水域に排出水を排出する者に対し、排出水の量の減少等の必要な措置をとるべきことを命ずることができるが（法第 18 条）、平成 17 年度に発動された緊急時の措置命令は 0 件であった。

カ 生活排水対策重点地域の指定

平成 2 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、生活排水対策の推進のための制度が設けられた。都道府県知事は、水質環境基準が現に確保されていない等の公共用水域において、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であると認めるときは、当該公共用水域の水質汚濁に関係がある区域を生活排水対策重点地域として指定しなければならない（法第 14 条の 7）。

また、生活排水対策重点地域をその区域に含む市町村（生活排水対策推進市町村）は、生活排水処理施設の整備に関する事項や生活排水対策に係る啓発に関する事項について、生活排水対策推進計画を策定しなければならないとされている（法第 14 条の 8）。

平成 17 年度における生活排水対策重点地域の指定は 0 件であった。なお、平成 18 年 3 月末現在、209 地域（42 都道府県 350 市町村）で指定がされている。

キ 水質総量規制

昭和 53 年の水質汚濁防止法等の一部改正により、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海（指定水域）において、化学的酸素要求量（COD）を指定項目として、汚濁負荷量の総量を一定量以下に削減する水質総量規制制度が導入された。また、平成 13 年 12 月には、水質汚濁防止法施行令が一部改正となり、指定項目として窒素含有量及びりん含有量が追加された。

水質総量規制制度では、指定地域内の日平均排水量 50m³ 以上の特定事業場（指定地域内事業場）については、排水規制に加え総量規制基準の遵守が義務づけられている（法第 12 条の 2）。

都道府県知事は、法第 5 条又は法第 7 条の届出があった場合において、その届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に届出に係る汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（法第 8 条の 2）。

また、都道府県知事は、汚濁負荷量が総量規制基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該指定地域内事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（法第 13 条第 3 項）。

一方で、指定地域内事業場の設置者は、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、汚

濁負荷量の測定手法を都道府県知事に届け出ることとなっている（法第 14 条第 3 項）。

指定地域内事業場数及び水質総量規制に係る施行状況を表 11 に示す。平成 18 年 3 月末現在における指定地域内事業場の数は 12,629 であり、平成 17 年 3 月末現在（13,179）と比較すると事業場数はやや減少した。指定地域内事業場の指定水域別の内訳を見ると、東京湾 2,014（約 16%）、伊勢湾 3,571（約 28%）、瀬戸内海 7,044（約 56%）であった。また、法第 14 条第 3 項に係る届出数は 1,586 件であった。

なお、法第 8 条の 2 に基づく計画変更命令等及び法第 13 条第 3 項に基づく改善措置命令については、適用事例はなかった。

（2）瀬戸内海法

ア 許可、措置命令

瀬戸内海法においては、瀬戸内海 13 関係府県のうち、瀬戸内海の水質保全に関係のある区域において工場、事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（排出水の一当たりの最大量が 50m³ 未満である工場、事業場に設置される特定施設等を除く。）を設置しようとするときは、府県知事の許可を受けなければならない（瀬戸内海法第 5 条第 1 項）。また、当該許可を受けた者が、その許可に係る特定施設について構造や使用の方法等を変更しようとするときは、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に基づく府県知事の許可が必要とされる。

一方で、府県知事は、瀬戸内海法第 5 条第 1 項の規定に違反して特定施設を設置した者や、瀬戸内海法第 8 条第 1 項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該特定施設の除却や操業の停止、当該違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる（瀬戸内海法第 11 条）。

瀬戸内海法に基づく許可や措置命令等に係る施行状況を表 12 に示す。瀬戸内海法第 5 条第 1 項に係る申請数は 338 件、瀬戸内海法第 8 条第 1 項に係る申請数は 493 件であった。また、瀬戸内海法第 11 条に基づく措置命令は、第 5 条関係が 1 件、第 8 条関係は 0 件であった。

イ 自然海浜保全地区の指定

瀬戸内海法において、関係府県は、条例で定めるところにより、瀬戸内海の海浜地やこれに面する海面のうち、水際線付近において砂浜や岩礁、これらに類する自然の状態が維持されているものであって、海水浴や潮干狩りなど公衆によって利用されており、かつ、将来にわたってその利用が行われることが適当であると認められる区域を自然海浜保全地区として指定することができる（瀬戸内海法第 12 条の 7）。そして、同地区内において工作物の新築や土地の形質変更、鉱物の掘採等をしようとする者には必要な届出をさせ、関係府県は、当該届出をした者に対して同地区の保全と適正な利用のための必要な勧告又は助言をすることができる（瀬戸内海法第 12 条の 8）。

平成 17 年度における自然海浜保全地区の指定は 0 件であった。なお、平成 18 年 3 月末現在における自然海浜保全地区の指定総数は 91 件となっている。

(3) 湖沼法

ア 湖沼特定施設等の届出関係、計画変更命令等

湖沼法では、指定湖沼において、工場、事業場の新增設に伴う汚濁負荷の増大を極力抑制するため、従来の水質汚濁防止法による排水規制に加え、湖沼特定施設の新増設を行う工場、事業場で一日当たりの平均排水量が 50m³ 以上のものに対し、これを湖沼特定事業場として汚濁負荷量の規制を行うこととしている（湖沼法第 7 条第 1 項）。また、湖沼の水質汚濁の原因となる物を発生し、かつ公共用水域に排出している施設であって、湖沼の水質保全上排水規制により難い施設については、これを「指定施設」として指定し、この指定施設を設置しようとする者は、都道府県知事に対し届出を行うこととされている（湖沼法第 15 条第 1 項）。

一方、湖沼特定施設について、水質汚濁防止法第 5 条第 1 項や第 7 条の規定による届出があった場合において、その届出に係る湖沼特定施設が設置される湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日から 60 日以内に当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第 8 条）。

平成 17 年度における湖沼特定施設の設置届出の件数（水質汚濁防止法第 5 条）は、**表 13** に示すように 248 件であり、湖沼特定施設の構造等の変更届出の件数（水質汚濁防止法第 7 条）は 219 件であった。一方、指定施設の設置届出の件数（湖沼法第 15 条第 1 項）や指定施設の構造等の変更届出の件数（湖沼法第 17 条第 1 項）は 0 件であった。また、湖沼特定事業場に対する計画変更命令等の適用事例もなかった。

イ 改善命令等

都道府県知事は、湖沼特定事業場において、当該湖沼特定事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が規制基準に適合しないおそれがあると認めるときは、期限を定めて当該湖沼特定事業場における汚水や廃液の処理方法の改善等を採用すべきことを命ずることができる（湖沼法第 10 条）。

また、都道府県知事は、指定施設を設置している者が、当該指定施設について都道府県が条例で定める構造や使用の方法に関する基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法を改善すべきことを勧告することができる（湖沼法第 20 条第 1 項）。さらには、その勧告に従わないで当該指定施設を使用しているときは、期限を定めて当該指定施設の構造や使用の方法の改善を命ずることができることとされている（湖沼法第 20 条第 2 項）。

平成 17 年度における改善勧告（湖沼法第 20 条第 1 項）の件数は 0 件であり、改善命令（湖沼法第 20 条第 2 項）についても 0 件であった。また、湖沼法第 10 条に基づく改善命令等の適用事例も 0 件であった。

表1 排水量規模別特定事業場数

区 分		全 特 定 事 業 場 数	排 水 量 規 模			
			①一日当たり の平均排水量 50m ³ 以上 の事業場数	②うち有害 物質使用 特定事業場	③一日当たり の平均排水量 50m ³ 未満 の事業場数	④うち有害 物質使用 特定事業場
A 平成 18年 3月 末 現在		290,759 (15)	36,543	4,424 (1)	254,216	10,567 (14)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	286,601 (15)	32,669	3,821 (1)	253,932	10,534 (14)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	4,158	3,874	603	284	33
B 平成 17年 3月 末 現在		292,379 (17)	37,017	4,475 (2)	255,362	10,526 (15)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	288,191 (17)	33,091	3,798 (2)	255,100	10,494 (15)
	瀬戸内海法 上の特定 事業場	4,188	3,926	677	262	32
対 前 年 比 A / B		(99%)	(99%)	(99%)	(100%)	(100%)
	水質汚濁 防止法上の 特定事業場	(99%)	(99%)	(101%)	(100%)	(100%)
	瀬戸内海法 上の 特定事業場	(99%)	(99%)	(89%)	(108%)	(103%)

(注) 括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(1)

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質	総数	平均排水量	うち有害	平均排水量	うち有害
			50m ³ /日以上の事業場数	使用特定事業場(地下浸透分)	50m ³ /日未満の事業場数	使用特定事業場(地下浸透分)		50m ³ /日以上の事業場数	物質使用特定事業場	50m ³ /日未満の事業場数	物質使用特定事業場
1	北海道	6,015	1,249	43	4,766	91					
2	青森県	4,756	418	36	4,338	39(1)					
3	岩手県	4,892	593	54	4,299	83					
4	宮城県	5,891	491	40	5,400	72					
5	秋田県	3,763	536	64	3,227	130(1)					
6	山形県	3,613	509	61	3,104	90					
7	福島県	5,395	686	166	4,709	232					
8	茨城県	9,506	1,123	181	8,383	184					
9	栃木県	7,385	1,078	107	6,307	169					
10	群馬県	4,430	949	84	3,481	97					
11	埼玉県	7,107	824	106	6,283	420					
12	千葉県	8,348	853	132	7,495	213(1)					
13	東京都	1,439	116	14	1,323	289(7)					
14	神奈川県	3,562	325	36	3,237	125					
15	新潟県	9,232	958	123	8,274	535					
16	富山県	2,483	426	86	2,057	123					
17	石川県	3,429	545	59	2,884	129					
18	福井県	2,425	324	55	2,101	53					
19	山梨県	4,665	436	42	4,229	143					
20	長野県	11,085	1,043	100	10,042	336(1)					
21	岐阜県	7,950	1,139	106	6,811	183					
22	静岡県	7,805	1,129	201(1)	6,676	183(1)					
23	愛知県	9,819	1,369	239	8,450	382					
24	三重県	7,758	936	56	6,822	115					
25	滋賀県	3,001	639	78	2,362	110					
26	京都府	3,527	286	19	3,241	146	143	136	21	7	2
27	大阪府	2,160	159	40	2,001	295	227	206	3	21	1
28	兵庫県	7,425	584	85	6,841	350	436	404	94	32	10
29	奈良県	2,718	225		2,493	9	241	236	17	5	
30	和歌山県	2,993	410	5	2,583	35	137	123	4	14	
31	鳥取県	1,754	278	11	1,476	45					
32	島根県	3,325	398	38	2,927	58					
33	岡山県	3,283	207		3,076	62	269	248	27	21	1
34	広島県	4,479	592	99	3,887	321	292	266	44	26	4
35	山口県	3,304	251	14	3,053	146	273	264	110	9	2
36	徳島県	3,347	155	1	3,192	22	244	232	42	12	1
37	香川県	3,556	127		3,429	34	235	211	20	24	2
38	愛媛県	3,860	213	2	3,647	38	253	239	15	14	
39	高知県	2,713	290	16	2,423	44					
40	福岡県	5,255	712	71	4,543	141	53	50	6	3	
41	佐賀県	2,908	411	27	2,497	78					
42	長崎県	4,057	318	40	3,739	54					
43	熊本県	8,022	613	25	7,409	66					
44	大分県	4,083	218	7	3,865	61	189	172		17	
45	宮崎県	3,314	292	13	3,022	34					
46	鹿児島県	5,216	738	55	4,478	212					
47	沖縄県	1,598	332	8	1,266	16					
	都道府県計	228,651	26,503	2,845(1)	202,148	6,793(12)	2,992	2,787	403	205	23
	政令市計	57,950	6,166	976	51,784	3,741(2)	1,166	1,087	200	79	10
	合計	286,601	32,669	3,821(1)	253,932	10,534(14)	4,158	3,874	603	284	33

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(2)

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質	総数	平均排水量	うち有害	平均排水量	うち有害
			50m ³ /日以上 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)		50m ³ /日以上 の事業場数	物質使用 特定事業場	50m ³ /日未満 の事業場数	物質使用 特定事業場
1	札幌市	141	46	7	95	2					
2	函館市	227	45		182	3					
3	旭川市	186	30	3	156	12					
4	八戸市	645	80	12	565	8(1)					
5	盛岡市	447	41	6	406	24					
6	仙台市	834	68	13	766	21					
7	秋田市	478	84	14	394	20					
8	山形市	622	85	9	537	27					
9	福島市	636	129	16	507	18					
10	郡山市	805	122	31	683	37					
11	いわき市	1,137	184	37	953	29					
12	水戸市	533	51	1	482	2					
13	宇都宮市	789	66	9	723	34					
14	前橋市	481	104	11	377	18					
15	高崎市	476	78	21	398	18					
16	川越市	362	40	11	322	75					
17	川口市	148	22	8	126	24					
18	さいたま市	1,031	98	19	933	54					
19	所沢市	176	22	6	154	12					
20	越谷市	294	23	1	271	28					
21	草加市	196	15	3	181	17					
22	千葉市	552	78	29	474	24					
23	市川市	417	91	20	326	16					
24	船橋市	682	235	17	447	18					
25	松戸市	396	49	13	347	20					
26	柏市	224	38	7	186	20(1)					
27	市原市	580	96	27	484	12					
28	八王子市	676	57	7	619	84					
29	町田市	101	25	4	76	43					
30	横浜市	1,637	92	42	1,545	282					
31	川崎市	895	67	34	828	59					
32	横須賀市	298	23	13	275	39					
33	平塚市	303	13	3	290	77					
34	藤沢市	248	27	15	221	49					
35	小田原市	313	39	12	274	16					
36	茅ヶ崎市	113	8	3	105	20					
37	相模原市	902	32	13	870	102					
38	大和市	162	15	5	147	28					
39	厚木市	342	10	3	332	49					
40	新潟市	1,555	161	14	1,394	125					
41	富山市	929	233	52	696	39					
42	金沢市	550	83	14	467	18					
43	福井市	481	120	15	361	31					
44	甲府市	647	53	15	594	186					
45	長野市	1,255	76	14	1,179	172					
46	松本市	737	58	5	679	41					
47	岐阜市	924	81	13	843	34					
48	静岡市	1,010	145	24	865	34					
49	浜松市	2,052	237	38	1,815	71					
50	沼津市	961	94	16	867	10					

表2 都道府県・政令市別特定事業場数(3)

		水質汚濁防止法上の特定事業場					瀬戸内海法上の特定事業場				
		総数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質	総数	平均排水量	うち有害	平均排水量	うち有害
			50m ³ /日以上 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満 の事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)		50m ³ /日以上 の事業場数	物質使用 特定事業場	50m ³ /日未満 の事業場数	物質使用 特定事業場
51	富士市	648	148	13	500	24					
52	名古屋市	444	83	24	361	52					
53	豊橋市	800	107	20	693	24					
54	岡崎市	547	111	10	436	30					
55	春日井市	539	78	17	461	50					
56	豊田市	1,007	174	27	833	31					
57	一宮市	693	105	18	588	48					
58	四日市市	860	109	18	751	18					
59	大津市	421	51	8	370	28					
60	京都市	1,169	11	4	1,158	8	35	32	5	3	
61	大阪市	69	12		57	25	16	13	6	3	
62	堺市	717	38		679	123	93	91	26	2	1
63	岸和田市	352	7		345	63	6	6	2		
64	豊中市	44	2	2	42	5					
65	吹田市	72	4		68	3					
66	高槻市	197	9		188	58	14	14	5		
67	枚方市	199	27	2	172	17					
68	茨木市	83	2		81	15	10	10	2		
69	八尾市	401	15		386	58					
70	寝屋川市	192	11		181	29					
71	東大阪市	351	30		321	26	11	11	1		
72	神戸市	748	43	1	705	82	50	47		3	
73	宝塚市	103			103	9					
74	姫路市	486	61		425	16	77	73	6	4	1
75	尼崎市	79	3		76	14					
76	明石市	153	9	4	144	5					
77	西宮市	201	5		196	32					
78	加古川市	242	15		227	20	27	27	7		
79	奈良市	345	20	2	325	13	28	23	3	5	
80	和歌山市	740	52	5	688	46	83	80	6	3	
81	鳥取市	515	96	7	419	18					
82	岡山市	1,010	67		943	37	107	99	8	8	
83	倉敷市	899	23		876	22	155	144	36	11	4
84	広島市	1,004	43		961	73	46	41	7	5	
85	呉市	673	26		647	45	18	16	5	2	2
86	福山市	938	29		909	41	70	66	8	4	
87	下関市	618	31		587	7	54	52	14	2	
88	徳島市	732	59		673	21					
89	高松市	1,085	80	1	1,005	20	53	47	6	6	1
90	松山市	880	58		822	11	84	81	1	3	
91	高知市	607	98	24	509	12					
92	北九州市	184	7		177	19	53	48	25	5	
93	福岡市	482	28	3	454	1					
94	久留米市	435	57	5	378	12					
95	長崎市	776	51	3	725	62					
96	佐世保市	635	53	1	582	3					
97	熊本市	562	53	18	509	9					
98	大分市	1,198	65		1,133	68	76	66	21	10	1
99	宮崎市	628	75	3	553	17					
100	鹿児島市	601	56	11	545	69					
	政令市計	57,950	6,166	976	51,784	3,741 (2)	1,166	1,087	200	79	10

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(1)

	釜房 夕ム 貯水池	霧ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖				児島湖			中海		宍道湖	総数	
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県	島根県		
1																						2	2	
1の2																								7
2				11									4											27
3				2								4	1											25
4				7								9									12	1	1	22
5				8																				12
6																								0
7																								0
8				1															1					2
9																								0
10				5																				20
11																								0
12																								0
13																								0
14																								0
15				1																				1
16				5																				13
17				3																				5
18																								0
18の2				1																				2
18の3																								0
19																								35
20																								0
21				2																				3
21の2																								0
21の3				1																				2
21の4				1																				1
22																								1
23																								6
23の2																								0
24																								0
25																								0
26				2																				2
27				1																				3
28				1																				1
29																								0
30																								0
31																								0
32																								1
33				2																				9
34																								0
35																								0
36																								0
37																								0
38																								0
39																								0
40																								0
41																								0
42																								1
43																								0
44																								0
45																								0
46																								6
47				1																				10
48																								0

表3 指定湖沼別湖沼特定事業場数等(2)

	釜房 ダム 貯水池		霧ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖		野尻湖			琵琶湖				児島湖			中海		宍道湖	総数
	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉市	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県	島根県	島根県	島根県				
49																									0		
50																									0		
51																									0		
51の2			2							1			1												4		
51の3			1																						1		
52																									0		
53						2							4	1											8		
54													6												6		
55			3										4	1											8		
56																									0		
57													1												1		
58			1										2	1											4		
59																									0		
60	1																						1		2		
61						2				1			1								4				8		
62			2		1								3												6		
63			6									1	20	1							1				29		
63の2																									0		
63の3												1													0		
64																									1		
64の2												1	6	2				1	1		1	1			13		
65			15		8		1	2		3	4	43	5							1	4				86		
66			4							1	6	3						1		1	1				17		
66の2	8		6							1	7	32	7				1	4	6		3	8			83		
66の3			4		3			1				1					1					1			11		
66の4			2		6							9									1				18		
66の5			9		6	1		2				32	2				2	5	4			2			66		
66の6																			1						1		
66の7			1																						1		
67			13		1		1					4							1		1	3			24		
68														1											1		
68の2			4		4	1	1	2		1		4						1							18		
69			2									1													3		
69の2																									0		
69の3					1					1		1													3		
70																									0		
70の2												1													1		
71			2									2								2					7		
71の2			5		3					2		18	1				1	1		1					32		
71の3												1									1				2		
71の4			1																						1		
71の5			3																						3		
71の6			1		1																				2		
72			32	2	37	1	8	9	1	7	16	72					1	15	14	6	3	18			242		
74			4			1					1	2	1					1	1	1	1	1			13		
みなし指定地域特定施設1			12		3						2	14	5					3	4			1			44		
みなし指定地域特定施設2	6	1	101	2	33	8	23	20	2	53	30	221	16				2	123	50	29	22	60			802		
湖沼特定事業場数	15	1	291	4	130	14	35	37	3	76	81	0	602	47	0	0	8	159	82	55	45	106			1,791		
1			7		5	1	1				3		4												24		
2			103					20			1														124		
指定施設	0	0	110	0	5	1	1	20	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3			148		
準用指定施設	25		956			18					24		96							2	20	31			1,172		
総計	40	1	1,357	4	135	33	36	57	3	76	109	0	702	47	0	0	8	159	82	57	65	140			3,111		

表4 特定事業場の上位10業種

順位	業種・施設名	事業場数 (構成比)	一日当たりの平均排水量 50m ³ 以上の事業場数	一日当たりの平均排水量 50m ³ 未満の事業場数
1	旅館業(66の2)	70,849 (24%)	4,869	65,980
2	畜産農業(1の2)	33,920 (12%)	372	33,548
3	自動式車両洗浄施設(71)	29,816 (10%)	108	29,708
4	洗たく業(67)	24,753 (9%)	504	24,249
5	豆腐・煮豆製造業(17)	14,988 (5%)	330	14,658
6	し尿処理施設(72)	12,736 (4%)	11,073	1,663
7	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	12,636 (4%)	3,019	9,617
8	水産食料品製造業(3)	9,245 (3%)	770	8,475
9	写真現像業(68)	6,643 (2%)	30	6,613
10	酸・アルカリ表面処理施設(65)	6,032 (2%)	1,462	4,570
総計		221,618 (76%)	22,537	199,081

(注) 1.業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2.構成比は、全特定事業場に占める割合を表す。

表5 特定事業場の業種別内訳(1)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質
			50m ³ /日以上の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)
1	鉱業・水洗炭業	(水) 148	43	8	105	3
		(瀨) 16	12	3	4	1
		164	55	11	109	4
1 の 2	畜産農業	(水) 33,913	365	4	33,548	88
		(瀨) 7	7			
		33,920	372	4	33,548	88
2	畜産食料品製造業	(水) 3,005	617	5	2,388	
		(瀨) 96	96			
		3,101	713	5	2,388	
3	水産食料品製造業	(水) 9,172	698		8,474	
		(瀨) 73	72		1	
		9,245	770		8,475	
4	保存食料品製造業	(水) 4,791	524		4,267	
		(瀨) 76	74		2	
		4,867	598		4,269	
5	みそ・しょう油グルタミン酸 ソーダ食酢等の製造業	(水) 3,611	176	4	3,435	1
		(瀨) 23	22	1	1	
		3,634	198	5	3,436	1
6	小麦粉製造業	(水) 13			13	
		(瀨)				
		13			13	
7	砂糖製造業	(水) 62	36		26	
		(瀨) 6	6			
		68	42		26	
8	パン・菓子製造業	(水) 1,199	52		1,147	
		(瀨) 25	25			
		1,224	77		1,147	
9	米菓・こうじ製造業	(水) 647	59		588	1
		(瀨) 1	1			
		648	60		588	1
10	飲料製造業	(水) 4,065	457	9	3,608	5
		(瀨) 71	69		2	
		4,136	526	9	3,610	5
11	動物系飼料有機質肥料製造業	(水) 505	96		409	4
		(瀨) 9	9			
		514	105		409	4
12	動植物性油脂製造業	(水) 273	48		225	2
		(瀨) 16	16	1		
		289	64	1	225	2
13	イースト製造業	(水) 37	3		34	
		(瀨)				
		37	3		34	
14	でん粉・化工でん粉製造業	(水) 122	83		39	
		(瀨) 4	4			
		126	87		39	

表5 特定事業場の業種別内訳(2)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質	
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)
15	ブドウ糖・水あめ製造業	(水)	31	14	1	17
		(瀨)	1	1		
			32	15	1	17
16	めん類製造業	(水)	3,332	121		3,211
		(瀨)	38	37		1
			3,370	158		3,212
17	豆腐・煮豆製造業	(水)	14,941	284		14,657
		(瀨)	47	46		1
			14,988	330		14,658
18	インスタントコーヒー製造業	(水)	43	3		40
		(瀨)	1	1		
			44	4		40
18 の 2	冷凍調理食品製造業	(水)	472	108		364
		(瀨)	35	35		1
			507	143		364
18 の 3	たばこ製造業	(水)	12	5		7
		(瀨)	8	8		
			20	13		7
19	紡績・繊維製品製造業	(水)	2,758	444	100	2,314
		(瀨)	233	231	19	2
			2,991	675	119	2,316
20	洗毛業	(水)	16	3	1	13
		(瀨)				
			16	3	1	13
21	化学繊維製造業	(水)	39	28	10	11
		(瀨)	21	21	6	
			60	49	16	11
21 の 2	一般製材業木材チップ製造業	(水)	181	12		169
		(瀨)				
			181	12		169
21 の 3	合板製造業	(水)	346	19	1	327
		(瀨)	3	2		1
			349	21	1	328
21 の 4	パーティクルボード製造業	(水)	21	3		18
		(瀨)	1	1		
			22	4		18
22	木材薬品処理業	(水)	389	9	5	380
		(瀨)				
			389	9	5	380
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	(水)	763	367	38	396
		(瀨)	104	104	15	
			867	471	53	396
23 の 2	新聞業・出版業・印刷業・製版業	(水)	1,519	33	7	1,486
		(瀨)	5	5	2	
			1,524	38	9	1,486

表5 特定事業場の業種別内訳(3)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質	
			50m ³ /日以上の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	
24	化学肥料製造業	(水)	62	17	10	45	5
		(瀨)	12	12	10		
			74	29	20	45	5
25	か性ソーダ・か性カリ製造業	(水)	4	2	2	2	
		(瀨)	1	1	1		
			5	3	3	2	
26	無機顔料製造業	(水)	37	20	8	17	5
		(瀨)	17	17	12		
			54	37	20	17	5
27	その他無機化学工業製品製造業	(水)	361	137	61	224	65
		(瀨)	85	83	46	2	
			446	220	107	226	65
28	アセチレン誘導品製造業	(水)	41	12	3	29	4
		(瀨)	4	4	1		
			45	16	4	29	4
29	コーラール製品製造業	(水)	4			4	
		(瀨)	4	4	2		
			8	4	2	4	
30	発 酵 工 業	(水)	29	10	1	19	
		(瀨)	1	1			
			30	11	1	19	
31	メタン誘導品製造業	(水)	11	3	1	8	3
		(瀨)	1	1	1		
			12	4	2	8	3
32	有機顔料・合成染料製造業	(水)	45	16	10	29	8
		(瀨)	8	8	3		
			53	24	13	29	8
33	合成樹脂製造業	(水)	250	124	52	126	18
		(瀨)	42	40	14	2	1
			292	164	66	128	19
34	合成ゴム製造業	(水)	11	8	4	3	1
		(瀨)	2	2	1		
			13	10	5	3	1
35	有機ゴム薬品製造業	(水)	8	4	2	4	
		(瀨)	4	4	3		
			12	8	5	4	
36	合成洗剤製造業	(水)	11	4		7	
		(瀨)	2	2	1		
			13	6	1	7	
37	その他石油化学工業	(水)	67	37	22	30	10
		(瀨)	33	33	19		
			100	70	41	30	10
38	石 け ん 製 造 業	(水)	25			25	
		(瀨)	3	3	1		
			28	3	1	25	

表5 特定事業場の業種別内訳(4)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質	
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)
39	硬化油製造業	(水)	6	4		2
		(瀨)	6	4		2
40	脂肪酸製造業	(水)	4	1		3
		(瀨)	3	3		
			7	4		3
41	香料製造業	(水)	41	13	5	28
		(瀨)	4	4	2	
			45	17	7	28
42	ゼラチン・にかわ製造業	(水)	7	3		4
		(瀨)	1	1		
			8	4		4
43	写真感光材料製造業	(水)	12	7	3	5
		(瀨)	1	1		
			13	8	3	5
44	天然樹脂製品製造業	(水)	7	1		6
		(瀨)	7	1		6
45	木材化学業	(水)	1			1
		(瀨)	1	1		
			2	1		1
46	その他有機化学工業製品製造業	(水)	338	159	86	179
		(瀨)	49	48	22	1
			387	207	108	180
47	医薬品製造業	(水)	323	174	76	149
		(瀨)	30	29	13	1
			353	203	89	150
48	火薬製造業	(水)	9	4	2	5
		(瀨)	3	3	1	
			12	7	3	5
49	農薬製造業	(水)	30	5	4	25
		(瀨)	1	1	1	
			31	6	5	25
50	有機物質含有試薬製造業	(水)	4			4
		(瀨)	4			4
51	石油精製業	(水)	60	23	12	37
		(瀨)	15	15	10	
			75	38	22	37
51 の 2	自動車用タイヤ・チューブ・ゴム ホース・工業用ゴム製品製造業	(水)	171	50	26	121
		(瀨)	17	17	9	
			188	67	35	121
51 の 3	医療・衛生用ゴム製品、ゴム手袋・ 糸ゴム・ゴムバンド(ラテックス 成形型)製造業	(水)	15	5	1	10
	(瀨)	15	5	1	10	

表5 特定事業場の業種別内訳(5)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量	うち有害物質	平均排水量	うち有害物質	
			50m ³ /日以上の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	
52	皮 革 製 造 業	(水)	124	6	4	118	4
		(瀨)	2	2	1		
			126	8	5		
53	ガラス・ガラス製品製造業	(水)	849	148	97 (1)	701	323
		(瀨)	9	9	7		
			858	157	104 (1)		
54	セメント製品製造業	(水)	3,189	86	13	3,103	120
		(瀨)	16	12	4		
			3,205	98	17		
55	生コンクリート製造業	(水)	5,679	378	5	5,301	154
		(瀨)	19	19	1		
			5,698	397	6		
56	有機質壁材製造業	(水)	26	2	1	24	2
		(瀨)					
			26	2	1		
57	人造黒鉛電極製造業	(水)	10	8	2	2	
		(瀨)	1	1			
			11	9	2		
58	窯業原料精製業	(水)	905	88	30	817	83
		(瀨)	5	5	1		
			910	93	31		
59	砕石業	(水)	886	85	4	801	4
		(瀨)	15	13			
			901	98	4		
60	砂利採取業	(水)	2,297	248		2,049	5
		(瀨)	12	11			
			2,309	259			
61	鉄鋼業	(水)	262	97	44	165	11
		(瀨)	45	45	24		
			307	142	68		
62	非鉄金属製造業	(水)	224	72	51	152	44
		(瀨)	19	18	12		
			243	90	63		
63	金属製品・機械器具製造業	(水)	2,347	488	286	1,859	494
		(瀨)	69	66	33		
			2,416	554	319		
63 の 2	自動式洗びん施設	(水)	115	5		110	
		(瀨)	1	1			
			116	6			
63 の 3	石炭火力発電の廃ガス洗浄施設	(水)	28	23	11	5	
		(瀨)	14	14	4		
			42	37	15		
64	ガス供給業・コークス製造業	(水)	38	16	3	22	2
		(瀨)	8	6	5		
			46	22	8		

表5 特定事業場の業種別内訳(6)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質		
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)	
64 の 2	水道・工業用水道施設	(水)	696	253	29	443	15
		(瀨)	61	45	4	16	
			757	298	33	459	15
65	酸・アルカリ表面処理施設	(水)	5,831	1,269	741	4,562	1,450 (4)
		(瀨)	201	193	109	8	2
			6,032	1,462	850	4,570	1,452 (4)
66	電気メッキ施設	(水)	1,883	587	531	1,296	1,005 (1)
		(瀨)	58	43	27	15	3
			1,941	630	558	1,311	1,008 (1)
66 の 2	旅館業	(水)	70,353	4,440	42	65,913	18
		(瀨)	496	429	1	67	
			70,849	4,869	43	65,980	18
66 の 3	共同調理場	(水)	910	272		638	1
		(瀨)	48	45		3	
			958	317		641	1
66 の 4	弁当仕出屋・弁当製造業	(水)	890	285		605	
		(瀨)	59	53		6	
			949	338		611	
66 の 5	飲食店	(水)	2,933	891	26	2,042	22
		(瀨)	303	257	11	46	
			3,236	1,148	37	2,088	22
66 の 6	そば・うどん・すし店・喫茶店	(水)	40	7		33	
		(瀨)	2	1		1	
			42	8		34	
66 の 7	料亭・バー・キャバレー・ ナイトクラブ	(水)	23	2		21	
		(瀨)					
			23	2		21	
67	洗たく業	(水)	24,700	456	62	24,244	2,353 (1)
		(瀨)	53	48	4	5	1
			24,753	504	66	24,249	2,354 (1)
68	写真現像業	(水)	6,633	24	4	6,609	238
		(瀨)	10	6	1	4	
			6,643	30	5	6,613	238
68 の 2	病院	(水)	744	375	91	369	72
		(瀨)	129	125	32	4	1
			873	500	123	373	73
69	と畜・死亡獣畜取扱業	(水)	225	122	2	103	
		(瀨)	13	12		1	
			238	134	2	104	
69 の 2	中央卸売市場	(水)	29	12		17	
		(瀨)	3	3			
			32	15		17	
69 の 3	地方卸売市場	(水)	77	40		37	
		(瀨)	3	3			
			80	43		37	

表5 特定事業場の業種別内訳(7)

号 番 号	業 種 ・ 施 設 名	総 数	平均排水量		うち有害物質		
			50m ³ /日以上の 事業場数	50m ³ /日未満の 事業場数	使用特定事業場 (地下浸透分)	使用特定事業場 (地下浸透分)	
70	廃油処理施設	(水)	23	9	1	14	
		(瀨)	4	3		1	1
			27	12	1	15	1
70 の 2	自動車分解整備事業の洗車施設	(水)	790	19	2	771	6
		(瀨)	4	2		2	
			794	21	2	773	6
71	自動式車両洗浄施設	(水)	29,801	96	2	29,705	28
		(瀨)	15	12	1	3	
			29,816	108	3	29,708	28
71 の 2	科学技術に関する研究・試験・ 検査を行う事業場	(水)	4,500	476	305	4,024	1,795 (5)
		(瀨)	103	79	52	24	18
			4,603	555	357	4,048	1,813 (5)
71 の 3	一般廃棄物処理施設である 焼却施設	(水)	1,166	68	16	1,098	119
		(瀨)	14	10	4	4	
			1,180	78	20	1,102	119
71 の 4	産業廃棄物処理施設	(水)	492	88	27	404	74
		(瀨)	7	6	3	1	
			499	94	30	405	74
71 の 5	トリクロロエチレン等による 洗浄施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	1,312	68	66	1,244	1,114 (3)
		(瀨)	8	7	4	1	1
			1,320	75	70	1,245	1,115 (3)
71 の 6	トリクロロエチレン等による 蒸留施設 (前各号に該当するものを除く.)	(水)	52	6	6	46	37
		(瀨)	1	1	1		
			53	7	7	46	37
72	し尿処理施設	(水)	11,711	10,085	257	1,626	32
		(瀨)	1,025	988	24	37	
			12,736	11,073	281	1,663	32
73	下水道終末処理施設	(水)	2,099	2,044	308	55	1
		(瀨)					
			2,099	2,044	308	55	1
74	特定事業場からの廃水処理施設	(水)	653	353	86	300	38
		(瀨)	39	38	13	1	
			692	391	99	301	38
-	し尿浄化槽(201人以上500人以下) (指定地域特定施設)	(水)	12,636	3,019	82	9,617	205
		(瀨)					
			12,636	3,019	82	9,617	205
合 計		(水)	286,601	32,669	3,821 (1)	253,932	10,534 (14)
		(瀨)	4,158	3,874	603	284	33
			290,759	36,543	4,424 (1)	254,216	10,567 (14)

(注) 1. 号番号は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
 2. 特定事業場数の欄中、上段は水質汚濁防止法に係るもの、中段は瀬戸内海法に係るもの、下段は両者の合計である。

表6 届出関係、計画変更命令等(1)

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条出 届出	第8条に基 づく等 第8条に基 づく等 第8条に基 づく等			第6条 第1項出 届出	第10条出 届出	第11条出 届出
	第1項	第2項	計		第5条 関係	第7条 関係	計			
1	北海道		116	134						74
2	青森県		39	59				2	528	58
3	岩手県		100	34					182	133
4	宮城県		49	59					323	72
5	秋田県		87	45					141	138
6	山形県		99	77					189	48
7	福島県		94	57					177	33
8	茨城県		229	80				1	148	67
9	栃木県		171	77					232	64
10	群馬県		110	60					280	26
11	埼玉県		140	115				8	196	41
12	千葉県		129	74				1	380	39
13	東京都		398	63					244	13
14	神奈川県		62	30					161	19
15	新潟県		140	133					109	167
16	富山県		49	44					443	15
17	石川県		34	53					83	78
18	福井県		55	29					218	39
19	山梨県		80	44				1	74	49
20	長野県		73	62					144	25
21	岐阜県		152	63					121	44
22	静岡県		148	212				1	192	69
23	愛知県		465	203				4	306	195
24	三重県		108	81					929	95
25	滋賀県		148	182				1	126	31
26	京都府		89	18					261	31
27	大阪府		52	31					141	11
28	兵庫県		63	48					113	70
29	奈良県		33	12					235	5
30	和歌山県		51	20					47	8
31	鳥取県		30	47					95	58
32	島根県		62	42					99	77
33	岡山県		49	23					220	30
34	広島県		72	49					89	81
35	山口県		31	29					175	12
36	徳島県		36	25					81	16
37	香川県		39	21				2	59	30
38	愛媛県		51	31					115	30
39	高知県		67	32					286	20
40	福岡県		87	52				2	115	38
41	佐賀県		94	63					216	43
42	長崎県		99	59					197	62
43	熊本県		99	46					198	21
44	大分県		95	13					93	44
45	宮崎県		87	40					37	23
46	鹿児島県		80	30					102	28
47	沖縄県		31	16					53	6
	都道府県計		4,672	2,817	0	0	0	23	8,971	2,376
	政令市計		1,654	1,135	0	0	0	10	3,854	508
	合計		6,326	3,952	0	0	0	33	12,825	2,884

表6 届出関係、計画変更命令等(2)

水質汚濁防止法

	第5条の届出			第7条出 届	第8条に基づく 計画変更命令等			第6条第1項出 届	第10条出 届	第11条出 届
	第1項	第2項	計		第5条係 関	第7条係 関	計			
1	札幌市	幌館市	2		2	6			14	
2	札幌市	旭川市	2		2	12			19	1
3	旭川市	八戸市	2		2	5			13	11
4	八戸市	盛岡市	5		5	9			15	9
5	盛岡市	仙台市	8		8	2			15	
6	仙台市	秋田市	21		21	57			31	6
7	秋田市	山形市	33		33	9			45	11
8	山形市	福島市	10		10	5			34	9
9	福島市	郡山市	8		8	10			19	1
10	郡山市	いわき市	33		33	29			76	6
11	いわき市	水戸市	30		30	22			95	3
12	水戸市	宇都宮市	2		2	1			3	2
13	宇都宮市	前橋市	30		30	11			36	4
14	前橋市	高崎市	13		13	7			30	2
15	高崎市	川口市	10		10	6			34	6
16	川口市	さいたま市	12		12	22			43	12
17	さいたま市	所沢市	1		1	4			42	1
18	所沢市	越谷市	6		6	20			74	7
19	越谷市	草加市	2		2	5			25	4
20	草加市	千葉市	4		4	6			11	
21	千葉市	市川市	6		6	5			22	1
22	市川市	船橋市	12		12	19			53	7
23	船橋市	松戸市	8		8	12			36	2
24	松戸市	柏市	11		11	10			107	8
25	柏市	原市	5	1	5	13		1	31	1
26	原市	八王子市	14		15	3			43	4
27	八王子市	町田市	12		12	26			66	7
28	町田市	横浜市	28		28	7			55	5
29	横浜市	川崎市	2		2	2				
30	川崎市	横須賀市	86		86	75			154	20
31	横須賀市	平塚市	54		54	35			88	10
32	平塚市	藤沢市	14		14	3			16	4
33	藤沢市	小田原市	31		31	9			74	3
34	小田原市	茅ヶ崎市	17		17	10			32	3
35	茅ヶ崎市	相模原市	6		6	1			23	2
36	相模原市	厚木市	10		10	3			27	
37	厚木市	新潟市	25		25	21			65	7
38	新潟市	富山県	6		6	1			15	
39	富山県	金沢市	27		27	11			43	3
40	金沢市	福井市	14		14	19		2	47	10
41	福井市	甲府市	26		26	16			37	4
42	甲府市	長野市	16		16	8			30	9
43	長野市	松本市	15		15	1			16	1
44	松本市	岐阜市	2		2	2			3	1
45	岐阜市	静岡市	61		61	38			93	11
46	静岡市	浜松市	21		21	13			52	18
47	浜松市	津市	17		17	21			120	13
48	津市		7		7	15			9	
49			25		25	25			87	3
50			12		12	21			25	10

表6 届出関係、計画変更命令等(3)

水質汚濁防止法

		第5条の届出			第7条出 届出	第8条に基 づく等 計画変更命 令等			第6条第1項 出届	第10条出 届	第11条出 届
		第1項	第2項	計		第5条関 係	第7条関 係	計			
51	富士市	15		15	21					50	7
52	名古屋市	30		30	38					80	7
53	豊橋市	23		23	12					59	9
54	岡崎市	40		40	14					101	14
55	春日井市	16		16	12					51	4
56	豊田市	125		125	48					233	31
57	一宮市	12		12	6					53	17
58	四日市市	25		25	48					43	2
59	大津市	38		38	5					39	7
60	京都市	9		9	1					17	1
61	大阪市	8		8	7					12	2
62	堺市	12		12	9					17	3
63	岸和田市	5		5	2					16	6
64	豊中市	4		4	2						
65	吹田市	3		3	1					7	1
66	高槻市							5			
67	枚方市	24		24	7					28	4
68	茨木市	4		4	1					3	1
69	八尾市	12		12	9			1		25	5
70	寝屋川市										
71	東大阪市				2					10	
72	神戸市	12		12	11					46	6
73	宝塚市				1					5	
74	姫路市	16		16	9					44	1
75	尼崎市	5		5	2					8	
76	明石市	3		3	11					22	2
77	西宮市	6		6						21	
78	加古川市	13		13	7					31	3
79	奈良市	11		11	2					7	
80	和歌山市	14		14	3					21	
81	鳥取市	8		8	8					2	1
82	岡山市	36		36	6			1		88	20
83	倉敷市	12		12	1					57	4
84	広島市	25		25	13					66	16
85	呉市	10		10	5					33	18
86	福山市	16		16	9					26	4
87	下関市	3		3	11					6	
88	徳島市	10		10	3					18	1
89	高松市	25		25	8					50	2
90	松山市	10		10	7					48	10
91	高知市	9		9	1					9	
92	北九州市	3		3	4					14	
93	福岡市				10					17	4
94	久留米市	7		7	2					10	1
95	長崎市	14		14	12					27	4
96	佐世保市	9		9	2					6	1
97	熊本市	44		44	9					6	2
98	大分市	26		26	20					70	8
99	宮崎市	36		36	8					47	17
100	鹿児島市	42		42	12					62	
	政令市計	1,654	1	1,655	1,135	0	0	0	10	3,854	508

表7 改善命令、行政指導、立入検査件数等(1)

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)	要請 (第23条第4項)		行政指導		立入検査(第22条第1項)			
		第13条 第1項	第13条の 2第1項	第13条 第1項	第13条の 2第1項		公共用 水 域	地下水	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	夜間 立入	計	
													うち瀬戸 内海法対 象区域に おけるも の	
1	北海道								393	5	1,406	2	1,408	
2	青森県								29	1	508		508	
3	岩手県	1		1					105	2	538	2	540	
4	宮城県	1							23		960		960	
5	秋田県								170		942		942	
6	山形県	3							240	8	288		288	
7	福島県								135		341		341	
8	茨城県	1		1					311	4	603		603	
9	栃木県	1							58		505		505	
10	群馬県	1							222		537		537	
11	埼玉県	1							749		2,115		2,115	
12	千葉県	1							118		403		403	
13	東京都								211		529		529	
14	神奈川県								20		555		555	
15	新潟県	2		1					186		607	4	611	
16	富山県								11		324		324	
17	石川県								16		229		229	
18	福井県								19		203		203	
19	山梨県								133		662	16	678	
20	長野県								188		871	1	872	
21	岐阜県								22		954		954	
22	静岡県								36		630	29	659	
23	愛知県	1							176		4,620	3	4,623	
24	三重県								155		590		590	
25	滋賀県	1							110		557		557	
26	京都府								29		412		412	166
27	大阪府								152		662		662	313
28	兵庫県								33		886		886	508
29	奈良県								34		366		366	170
30	和歌山県								13		135		135	47
31	鳥取県								39		531		531	
32	島根県								63		187		187	
33	岡山県								36		730		730	262
34	広島県	4							104		812	1	813	266
35	山口県								47		651		651	350
36	徳島県	4							35		395	2	397	286
37	香川県								94		768		768	391
38	愛媛県								23		485		485	149
39	高知県	3		1					9		253		253	
40	福岡県	1							58		647		647	45
41	佐賀県								53		628		628	
42	長崎県								158		938		938	
43	熊本県								11		540		540	
44	大分県	1							28		1,400		1,400	209
45	宮崎県								65		458		458	
46	鹿児島県	4							42		453	2	455	
47	沖縄県								21		196		196	
都道府県計		31	0	4	0	0	0	0	4,983	20	33,010	62	33,072	3,162
政令市計		12	1	0	0	0	0	0	1,909	81	13,740	581	14,321	2,742
合計		43	1	4	0	0	0	0	6,892	101	46,750	643	47,393	5,904

表7 改善命令、行政指導、立入検査件数等(2)

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)	要請 (第23条第4項)		行政指導		立入検査(第22条第1項)			
		第13条 第1項	第13条の 2第1項	第13条 第1項	第13条の 2第1項		公共用 水 域	地下水	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	夜間 立入	計	
													うち瀬戸 内海法対 象区域に おけるも の	
1	札幌市								1		76		76	
2	函館市								1		29		29	
3	旭川市								3		62	2	64	
4	八戸市								34		89	1	90	
5	盛岡市								25		37		37	
6	仙台市								23		161		161	
7	秋田市								4		90	7	97	
8	山形市								17		65	3	68	
9	福島市								30		103		103	
10	郡山市								4	4	127		127	
11	いわき市								12		219		219	
12	水戸市								1		47		47	
13	宇都宮市								7		93		93	
14	前橋市								37		186		186	
15	高崎市								20		143	3	146	
16	川越市								53		358		358	
17	川口市								15		136		136	
18	さいたま市								50		484		484	
19	所沢市								13		90		90	
20	越谷市	1							31		111		111	
21	草加市										81		81	
22	千葉市	1							15		152		152	
23	市川市								42		139	1	140	
24	船橋市								13		181		181	
25	松戸市	3							76	3	111		111	
26	柏市	1							12		58		58	
27	市原市	1							14		153		153	
28	八王子市								3		53		53	
29	町田市								6		51		51	
30	横浜市								339	68	507		507	
31	川崎市								23		376	5	381	
32	横須賀市								3		55	4	59	
33	平塚市								47		136		136	
34	藤沢市								9		143		143	
35	小田原市										23		23	
36	茅ヶ崎市								2		58		58	
37	相模原市								6		110		110	
38	大和市								1		43		43	
39	厚木市								5		12		12	
40	新潟市								26		202	4	206	
41	富山市								16		230		230	
42	金沢市								57		203	5	208	
43	福井市								22		71		71	
44	甲府市										17		17	
45	長野市								17		162		162	
46	松本市								24		109	2	111	
47	岐阜市								4		201		201	
48	静岡市								6		55		55	
49	浜松市								7		70		70	
50	沼津市	1							7		41	22	63	

表7 改善命令、行政指導、立入検査件数等(3)

水質汚濁防止法

		改善命令		一時停止命令		浄化措置命令 (第14条の3)	要請 (第23条第4項)		行政指導		立入検査(第22条第1項)			
		第13条 第1項	第13条の 2第1項	第13条 第1項	第13条の 2第1項		公共用 水 域	地下水	公共用 水 域	地下水	昼間 立入	夜間 立入	計	
													うち瀬戸 内海法対 象区域に おけるも の	
51	富士市								14		165	67	232	
52	名古屋								11	6	320	17	337	
53	豊橋市								36		219		219	
54	岡崎市								25		240		240	
55	春日井市								22		249	2	251	
56	豊田市								26		354		354	
57	一宮市								31		143		143	
58	四日市								5		82		82	
59	大津市								7		79		79	
60	京都								5		55		55	24
61	大阪								4		107	11	118	106
62	堺市								13		151	180	331	173
63	岸和田								49		48	2	50	
64	豊中市								1		9		9	
65	吹田市								38		53		53	33
66	高槻市								2		74	3	77	38
67	枚方市								18		216		216	78
68	茨木市								5		34		34	18
69	八尾市								64		117		117	29
70	寝屋川								5		68		68	
71	東大阪								4		174		174	32
72	神戸								10		263		263	103
73	宝塚										13		13	10
74	姫路								13		243		243	114
75	尼崎								3		190	10	200	152
76	明石								3		90		90	54
77	西宮								3		57		57	38
78	加古川								41		232		232	125
79	奈良								4		70		70	25
80	和歌山	2	1						7		217	129	346	319
81	鳥取								13		48		48	
82	岡山								58		297		297	93
83	倉敷								17		508	43	551	445
84	広島								7		232	16	248	75
85	呉								1		104	9	113	52
86	福山	2							5		161	6	167	108
87	下関								15		72	9	81	
88	徳島								8		178		178	95
89	高松								4		106		106	38
90	松山								17		243	1	244	120
91	高知								4		32		32	
92	北九州								4		112	3	115	92
93	福岡								2		42		42	
94	久留米								21		66		66	
95	長崎								5		66		66	
96	佐世保								12		53		53	
97	熊本								1		68		68	
98	大分								21		297	11	308	153
99	宮崎								22		42		42	
100	鹿児島								20		172	3	175	
政令市計		12	1	0	0	0	0	0	1,909	81	13,740	581	14,321	2,742

表 8 改善命令及び一時停止命令の発動業種別内訳

改善命令

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
保存食料品製造業(4)	6	pH、BOD、SS、大腸菌群数、総窒素、総リン
電気めっき施設(66)	6	アツ、鉛、六価クロム、フッ素、BOD、銅、総窒素、総リン
飲料製造業(10)	4	BOD、SS
豆腐・煮豆製造業(17)	4	BOD、COD、SS、総窒素、総リン
弁当仕出屋・弁当製造業(66の4)	4	pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、総窒素
水産食料品製造業(3)	2	pH、BOD、SS
金属製品・機械器具製造業(63)	2	アツ、フッ素
酸・アルカリ表面処理施設(65)	2	鉛、フッ素
洗たく業(67)	2	トリクロロエチレン
トリクロロエチレン等の洗浄施設(71の5)	2	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン
畜産農業(1の2)	1	SS
畜産食料品製造業(2)	1	BOD、SS、大腸菌群数
紡績・繊維製品製造業(19)	1	COD、SS
パルプ・紙・紙加工品製造業(23)	1	SS
木材化学工業(45)	1	フェノール類含有量
その他有機化学工業製品製造業(46)	1	砒素
科学技術に関する研究・試験・検査を行う事業場(71の2)	1	BOD
し尿処理施設(72)	1	BOD
特定事業場からの排水処理施設(74)	1	COD
指定地域特定施設	1	BOD

一時停止命令

業種・施設名	件数	違反のおそれがある項目
電気メッキ施設(66)	3	アツ、六価クロム、フッ素、BOD、銅、総窒素、総リン
木材化学工業(45)	1	フェノール類含有量

(注) 業種・施設名の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等(1)

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁防 止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令	
1 北海道				10	1	21	4		
2 青森県				2		7			
3 岩手県						2	1		
4 宮城県						4			
5 秋田県				1	2	3	2		
6 山形県				3	1	18			
7 福島県				5		9			
8 茨城県				3		2			
9 栃木県									
10 群馬県						1			
11 埼玉県				23		3			
12 千葉県				2		2			
13 東京都				4	3	1			
14 神奈川県	5			1				1	
15 新潟県				15	2	18	1		
16 富山県				2		10			
17 石川県				2		1			
18 福井県				1		2			
19 山梨県				1		5	1		
20 長野県				6		3	2		
21 岐阜県				4	2	2			
22 静岡県				4		1			
23 愛知県				7		14			
24 三重県						1			
25 滋賀県	1			26	1	3			
26 京都府						2			
27 大阪府	1					1			
28 兵庫県	1			1		7			
29 奈良県									
30 和歌山県									
31 鳥取県				3		5			
32 島根県				3					
33 岡山県						3			
34 広島県	1			1	2				
35 山口県				7		4	1		
36 徳島県					1	2			
37 香川県				1			1		
38 愛媛県						1			
39 高知県						3			
40 福岡県				4		1			
41 佐賀県				4		7			
42 長崎県									
43 熊本県				4		10			
44 大分県						22			
45 宮崎県						1			
46 鹿児島県				4					
47 沖縄県				1					
都道府県計	9	0	0	155	15	202	13	1	0
政令市計	5	0	0	62	2	59	18	0	0
合計	14	0	0	217	17	261	31	1	0

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等(2)

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁防 止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応急措置命 令	
1	札幌市			1	1	3	14		
2	函館市			1					
3	旭川市								
4	八戸市								
5	盛岡市			1		4			
6	仙台市					1			
7	秋田市			13					
8	山形市			2	1		1		
9	福島市			1		5			
10	郡山市								
11	いわき市								
12	水戸市			2					
13	宇都宮市			2					
14	前橋市								
15	高崎市								
16	川越市								
17	川口市								
18	さいたま市								
19	所沢市			1					
20	越谷市								
21	草加市								
22	千葉市	2							
23	市川市								
24	船橋市								
25	松戸市								
26	柏市								
27	市原市			2					
28	八王子市								
29	町田市								
30	横浜市					4	1		
31	川崎市			2		6			
32	横須賀市								
33	平塚市			1					
34	藤沢市	3							
35	小田原市								
36	茅ヶ崎市								
37	相模原市								
38	大和市								
39	厚木市								
40	新潟市			1		1			
41	富山市								
42	金沢市								
43	福井市								
44	甲府市								
45	長野市			1		1	2		
46	松本市					1			
47	岐阜市								
48	静岡市					2			
49	浜松市								
50	沼津市								

表9 排水基準違反、事故時の措置件数等(3)

水質汚濁防止法

	排水基準違反 (第31条)	改善命令等違反 (第30条)	その他水質汚濁防 止法違反	事故時の措置 (第14条の2)					緊急時の措置 (第18条)
				第1項		第2項		第3項	
				公 共 用 水 域	地 下 水	公 共 用 水 域	地 下 水	応 急 措 置 命 令	
51 富士市									
52 名古屋市									
53 豊橋市									
54 岡崎市							2		
55 春日井市									
56 豊田市				4		2			
57 一宮市				1					
58 四日市市									
59 大津市				2		1			
60 京都市				1					
61 大阪市									
62 堺市									
63 岸和田市						1			
64 豊中市				1					
65 吹田市				1					
66 高槻市									
67 枚方市				3					
68 茨木市				1		2			
69 八尾市									
70 寝屋川市									
71 東大阪市									
72 神戸市				3		1			
73 宝塚市									
74 姫路市									
75 尼崎市									
76 明石市									
77 西宮市									
78 加古川市						2			
79 奈良市						3			
80 和歌山市									
81 鳥取市				3		5			
82 岡山市						2			
83 倉敷市				3		2			
84 広島市									
85 呉市									
86 福山市									
87 下関市				1					
88 徳島市									
89 高松市									
90 松山市				1		2			
91 高知市									
92 北九州市				2					
93 福岡市				2		5			
94 久留米市									
95 長崎市						1			
96 佐世保市				1					
97 熊本市				1					
98 大分市									
99 宮崎市									
100 鹿児島市									
政令市計	5	0	0	62	2	59	18	0	0

表10 排水基準違反の違反業種、違反項目別内訳

違反業種別内訳

違反業種	件数
生コンクリート製造業(55)	2
金属製品製造業又は機械器具製造業(63)	2
鉄鋼業(61)	2
保存食料品製造業(4)	1
飲料製造業(10)	1
豆腐・煮豆製造業(17)	1
化学繊維製造業(21)	1
パルプ、紙又は紙加工品の製造業(23)	1
電気めつき施設(66)	1
弁当仕出屋・弁当製造業(66の4)	1
下水道終末処理施設(73)	1

違反項目別内訳

違反項目	件数
pH	5
COD	5
六価クロム	2
BOD	2
SS	2
シアン化合物	1
鉛及びその化合物	1
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱物油)	1
ノルマルヘキサン抽出物質(動植物油)	1
亜鉛	1
総窒素	1

- (注) 1. 違反業種の欄における括弧内の数字は、水質汚濁防止法施行令別表第一の号番号である。
2. 1事例で複数の違反項目がある場合もあるので、違反業種別及び違反項目別の合計件数は必ずしも一致しない。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（1）

水質汚濁防止法

		指定地域内 事業場数	第8条の2 計画変更命令等	第13条第3項 改善措置命令	第13条の3 指導等	第14条第3項 届出	第22条第2項 報告徴収	総量規制関連 罰則	その他 特定事業場数
東 京 湾	埼玉県	695				55			6,016
	千葉県	262				4			2,044
	東京都	100				8			1,205
	神奈川県	2				2			153
	都府県計	1,059	0	0	0	69	0	0	9,418
	政令市計	955	0	0	0	98	0	2	6,553
	合計	2,014	0	0	0	167	0	2	15,971
伊 勢 湾	岐阜県	803				17			5,821
	愛知県	1,349			6	85			8,264
	三重県	572				7			4,322
	都府県計	2,724	0	0	6	109	0	0	18,407
	政令市計	847	0	0	4	37	0	0	4,969
	合計	3,571	0	0	10	146	0	0	23,376
	瀬 戸 内 海	京都府	248				16		
大阪府		365			5	345			2,022
兵庫県		713				145			4,328
奈良県		405				16			1,917
和歌山県		218				7			1,339
岡山県		455				24			3,097
広島県		478				53			2,887
山口県		534				32			3,048
徳島県		330				226			2,920
香川県		338				37			3,453
海	愛媛県	432				15			3,393
	福岡県	98				2			492
	大分県	317				107			3,236
	都府県計	4,931	0	0	5	1,025	0	0	33,443
	政令市計	2,113	0	0	5	248	0	0	15,637
	合計	7,044	0	0	10	1,273	0	0	49,080
	都府県合計	8,714	0	0	11	1,203	0	0	61,268
政令市合計	3,915	0	0	9	383	0	2	27,159	
合計	12,629	0	0	20	1,586	0	2	88,427	

(注) 「その他特定事業場数」とは、指定地域内に存在する特定事業場で総量規制対象外のものの数である。

表11 水質総量規制に係る指定地域内事業場数等（2）

水質汚濁防止法

	指定地域内	第8条の2	第13条第3項	第13条の3	第14条第3項	第22条第2項	総量規制関連	その他
		事業場数	計画変更命令等	改善措置命令	指導等	届出	報告徴収	罰則
東 京 湾	川越市	40				4		323
	川口市	22						126
	さいたま市	98				8		933
	所沢市	22						154
	越谷市	23				6		271
	草加市	15						181
	千葉市	59				8	1	386
	市川市	91				4		326
	船橋市	206				8		364
	松戸市	46				24		325
	柏市	8				2		12
	市原市	96				11	1	484
	八王子市	57				2		619
	町田市	16						55
	横浜市	79				7		1,084
	川崎市	67				13		828
横須賀市	10				1		82	
政令市計	955	0	0	0	98	0	2	6,553
伊 勢 湾	岐阜市	81				4		843
	名古屋市	83			2	8		371
	豊橋市	106				4		683
	岡崎市	111				5		436
	春日井市	78				3		461
	豊田市	174			2			836
	一宮市	105				3		588
四日市市	109				10		751	
政令市計	847	0	0	4	37	0	0	4,969
瀬 戸 内 海	京都市	43						1,161
	大阪市	25				1		60
	堺市	129				8		681
	岸和田市	13						345
	豊中市	2						42
	吹田市	11				2		71
	高槻市	23						196
	枚方市	57				1		284
	茨木市	10						81
	八尾市	34				2		387
	寝屋川市	15			2	12		179
	東大阪市	30						321
	神戸市	90				6		708
	宝塚市	6				6		103
	姫路市	133				6		433
尼崎市	24				26		87	
明石市	25				2		148	
西宮市	17				1		197	
加古川市	42				4		227	
奈良市	43				15		330	
和歌山市	132				1		691	
岡山市	199				7		1,044	
倉敷市	176				13		932	
広島市	84						966	
呉市	42				3		649	
福山市	95				87		913	
下関市	77			3	4		548	
徳島市	111				16		676	
高松市	100				1		1,038	
松山市	139				13		825	
北九州市	55				4		171	
大分市	131				7		1,143	
政令市計	2,113	0	0	5	248	0	0	15,637
政令市合計	3,915	0	0	9	383	0	2	27,159

表12 瀬戸内海法に基づく許可、措置命令等

瀬戸内海法

	第5条第1項の許可				第8条第1項の許可				第11条の措置命令			第7条第2項出届	第8条第4項出届	第9条出届	第10条第3項出届
	申請	許可	不許可	審査中	申請	許可	不許可	審査中	第5条関係	第8条関係	計				
京都府	7	7			25	25								43	11
大阪府	23	12		11	33	19		14					6	85	10
兵庫県	48	41		7	65	62		3				2	3	115	12
奈良県	4	3		1	3	3								8	2
和歌山県	2			2	5	4		1						7	1
岡山県	23	22		1	18	18							2	60	10
広島県	22	20		2	37	35		2	1		1		12	68	14
山口県	31	23		8	67	62		5						70	6
徳島県	34	31		3	47	45		2				1	3	71	5
香川県	13	10		3	17	16		1					1	46	10
愛媛県	14	11		3	17	15		2					2	35	5
福岡県	5	4		1	4	4							1	12	1
大分県	15	14		1	15	14		1						20	4
都道府県計	241	198	0	43	353	322	0	31	1	0	1	3	30	640	91
京都市	4	4			3	3								5	2
大阪市	2	2			2	2							1	10	
堺市	4	2		2	15	12		3					1	17	1
高槻市					1	1							3	3	
東大阪市														3	1
神戸市	2	2			7	7								20	2
姫路市	10	10			16	16							3	17	1
奈良市														4	1
和歌山市	5	5			8	8							3	9	1
岡山市	7	7			7	7							3	23	2
倉敷市	23	20		3	22	21		1					4	50	7
広島市	5	5			2	2								7	1
福山市	3	3			6	6								2	2
下関市	2	1		1	6	6								5	
高松市	1	1			2	2							1	7	
松山市	4	4			6	6							1	21	1
北九州市	14	13		1	24	24								39	5
大分市	11	11			13	13								16	3
政令市計	97	90	0	7	140	136	0	4	0	0	0	0	20	258	30
合計	338	288	0	50	493	458	0	35	1	0	1	3	50	898	121

表13 湖沼特定施設等の届出件数等

水濁法・湖沼法

		釜房		霞ヶ浦			印旛沼			手賀沼			諏訪湖	野尻湖	琵琶湖			児島湖			中海		六道湖	総数			
		ダム	貯水池	宮城県	栃木県	茨城県	千葉県	千葉県	千葉県	船橋市	千葉県	松戸市	柏市	長野県	長野県	滋賀県	大津市	京都府	京都市	岡山県	岡山市	倉敷市	鳥取県		島根県	鳥根県	
湖沼特定施設(みなし指定地域特定施設を含む。)	水質汚濁防止法	第5条届出				13		15	2	3	2		13			134	30					4	4	9	19	248	
		第7条届出				4		12	3	1	1		3				170	4						3	3	15	219
		第8条計 画変更 命令等	(第5条 関係)																								0
			(第7条 関係)																								0
			計																								0
		第6条届出				1											1										2
		第10条届出				27		51	3	10	5	2	38				284	36			2	6	25	15	15	60	579
		第11条届出				4		5	1	3	1		4				26	6					1	3	5	10	69
		湖沼法	第8条 (計画変更命令等)																								0
			第10条 (改善命令等)																								
指定施設(第20条については、準用指定施設を含む。)	湖沼法	第15条届出																							0		
		第16条届出																								0	
		第17条届出																									0
		第18条届出																									0
		第20条 (改善命令等)	第1項																								0
			第2項																								0

参考 平成15年度からの施行状況の概要（水質汚濁防止法）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
1 特定事業場数			
(1) 全特定事業場数	293,481	292,379	290,759
50m ³ /日以上	37,226	37,017	36,543
うち有害物質使用特定事業場	4,434(2)	4,475(2)	4,424(1)
50m ³ /日未満	256,255	255,362	254,216
うち有害物質使用特定事業場	10,926(7)	10,526(15)	10,567(14)
(2) 特定事業場の上位3業種	1. 旅館業 (71,549) 2. 畜産農業 (34,068) 3. 自動式車両洗浄施設 (29,059)	1. 旅館業 (71,184) 2. 畜産農業 (34,089) 3. 自動式車両洗浄施設 (29,598)	1. 旅館業 (70,849) 2. 畜産農業 (33,920) 3. 自動式車両洗浄施設 (29,816)
2 計画変更命令（法第8条等）	0件	0件	0件
3 改善命令等（法第13条等）			
改善命令	37件	35件	44件
一時停止命令	3件	5件	4件
4 地下水の浄化措置命令 （法第14条の3）	0件	0件	0件
5 立入検査（法第22条）	52,246件	47,972件	47,393件
（昼間立入）	(51,550件)	(47,452件)	(46,750件)
（夜間立入）	(696件)	(520件)	(643件)
6 行政指導	7,527件	7,112件	6,892件
7 緊急時の措置（法第18条）	0件	0件	0件
8 措置の要請（法第23条）	0件	0件	0件
9 罰則の適用			
排水基準違反（法第31条）	10件	4件	14件
改善命令等違反（法第30条）	0件	0件	0件
その他法違反	0件	0件	0件

(注) 「1 特定事業場数(1)全特定事業場数」において、括弧内の数字は、特定地下浸透水を浸透させる特定事業場数で内数である。